



ACCSJ 事前面談ガイドライン

構成：

- 1 はじめに
- 2 事前面談の手順
- 3 支援者の留意点
- 4 面談で確認すべき事項

1 はじめに

本文書は、面会交流支援全国協会（ACCSJ）が定める ACCSJ 基準「7. 支援実施の手順と内容」において求められている事前面談面を実施する際の ACCSJ ガイドラインです。

7. 支援実施の手順と内容

- (5) 受け渡し支援および付き添い型支援では、同居親と別居親とに事前面談を行い、利用者の状況を理解した上で、支援の内容を確認する。

面会交流は、子どもの利益を最優先し、子どもの年齢や発達段階に応じて柔軟に対応します。その際に、父母の対立や争いに子どもを巻き込まないことが大切です。そのために、事前面談では、父母の双方から面会交流を支援するために必要な情報を聴き、支援団体の規則について説明し、理解を求めます。事前面談は、父母の話を丁寧に聴くことで、父母と信頼関係を構築します。また、父母が面会交流に関する不安や不満などの感情を整理できるように支援します。可能であれば、子どもとの事前面談も実施し、子どもが現在の生活や別居親との交流についてどのように感じているのかなどを聴いて、子どもが安心した気持ちで面会交流できるようにすることも大切です。子どもの事前面談については、「ACCSJ 子どもの意思に関するガイドライン（仮）」に示す予定です。

2 事前面談の手順

事前面談は、以下の手順で行います。

- (1) 面談前に、利用希望者の基本情報および希望要件を「事前面談シート」に記入してもらいます。住所秘匿の要否、暴力や虐待・連れ去りリスクがあるか等、支援上注意すべきことや利用者の懸念事項を記載してもらいます。
- (2) あらかじめ面談の時間を定めておくことが重要です（1 時間、2 時間等）。事前に利用希望者に面談の終了時刻を伝え、共有しておきます。

- (3) 事前面談を行います。
- (4) 面談内容を記録し、「事前面談シート」と共に保存します。面談記録から、団体内で案件を受理するか否か決定します。支援前に取り決めが必要な事項があれば、利用希望者に取り決めるよう指示します。
- (5) 「面談記録」を、支援者と共有します。

3 支援者の留意点

面会交流の実施に向けた取り決めで、相手に妥協することは「相手に負けること」のように感じ、自らの主張を一步も譲らず、父母間の話し合いが進まないことがあります。支援者は、「親が相手の主張を受け入れる、妥協することは難しい」ということを認識したうえで、子どものために譲歩する視点を持つよう、父母双方に助言することが大切です。

また、相手の言動を非難し態度を改めるように主張する親もいます。このような場合、支援者が、他者の言動を変えるのは難しいことを説き、相手を変えるために費やしているエネルギーを自分と子どもの関係向上のために向けるよう促すことも役立ちます。

面会交流の実施を支援する立場として、支援者は、父母に対して公平に対応できるよう心がけます。具体的には、父母の対立に巻き込まれたり、どちらかの味方についたり、どちらかの言いなりになることを避けることが重要です。面談する支援者のそのような配慮や助言により、父母が子どもの視点から自分達の関係を考える機会を持てれば、子どものための面会交流の実現に役立つことでしょう。

4 事前面談で確認すべき事項

(1) 面会交流の目的と子どもの気持ち

「面会交流は子どものために行う」という点を確認します。

父母は、離婚手続き、経済的負担によるストレス、人間関係の終焉や夫婦関係解消による喪失と悲嘆、子どもに関する不安や心配など、たくさん大変さや困難を抱えていることが多いので、それらについて傾聴することで、落ち着きを取り戻したり、支援者との信頼関係が構築されます。面会交流を子どものために行うにはどうすればよいか、一緒に考える機会を作りましょう。

特に重要な点として、父母に、子どもの忠誠葛藤について理解してもらいます。父母の態度から、子どもは「どちらかの味方にならなくてはならない」と感じたり、一方の親と関わることをもう一方の親への裏切りのように感じて、忠誠葛藤で苦しむことがあります。子どもの心理的負担やストレスについて分かってもらうことが大切です。

子どもの発言をめぐって父母で対立することがありますが、子どもの発言は話している相手が同居親か別居親かによって異なるのが普通だということ、場面・状況、時間によって変わることも伝えることが大切です。

(2) 支援団体ルール（遵守事項等）の確認

支援団体の運営ルールや利用者の遵守事項などを伝えます。支援にあたって、利用者はそれらのルールを遵守することを確認します。

(3) 支援に必要な合意事項の確認

支援団体ごとに定めた「支援に必要な合意事項」や利用者の合意状況を確認します（例えば、この支援団体を利用すること、利用する支援型、支援費用の負担割合、面会時間長さ、面会頻度、など）。

(4) 同居親からの聞き取り項目

同居親にとって、面会交流が精神的負担の大きい事であることに配慮し、下記の内容を聴きながら、同居親の感情を緩和する働きかけをします。

①別居・離婚の事情

これまでの経緯、面会交流に対する思い、現在の親の生活状況、抱えている不安や不満

②子どもの情報

子どもの性格、好きな遊び、エピソード、現在の生活状況

②面会交流について

子どもにどのように話しているか、それに対する子供の反応

(5) 別居親からの聞き取り項目

別居親が抱くことの多い焦りに配慮し、下記の内容を聞きながら、子どもとの交流が途絶える不安を傾聴します。親としての子どもに対する愛情や責任、「子どものための面会交流」とするための目標を尋ねます。

①別居・離婚の事情

これまでの経緯、面会交流に対する思い、現在の親の生活状況、抱えている不安や不満

②子どもの情報

子どもの性格、好きな遊び、エピソード

②面会交流について

こどもがどのように感じていると思うか、同居親からはどう聞いているか

附則 本ガイドラインは、2022年9月23日より適用する。

以上